令和４年度　第６回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和４年11月14日（月）14:00～16:30

場　　所　マイドームおおさか　８階　第６会議室

出席委員　内田部会長・織田澤委員・北野委員・小谷委員・前田委員・横山委員（６名）

議　　題　　（１）第５回都市整備部会審議事業の追加報告

（２）府民意見等の募集結果及び府民意見に対する府の見解について

（３）審議対象事業について

（４）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

1. 第５回都市整備部会審議事業の追加報告

都市計画道路大県本郷線・川北柏原線街路事業

◆［部会長］

第５回部会で審議した、都市計画道路大県本郷線・川北柏原線街路事業に関する指摘事項に対する報告をお願いする。

◆［都市整備部　道路整備課］

　　資料1に基づいて報告。

　　費用便益分析マニュアルの更新に伴う走行経費原単位と時間価値原単位の上昇率については、走行経費原単位の方が上昇率が高いことを確認した。

　　総便益に対し走行経費減少便益が割高ではないかというご指摘については、他府県の案件とも比較し、本案件に限って特段割高ではないことをご報告する。

◆［部会長］

　　報告内容について承知した。

1. 府民意見等の募集結果及び府民意見に対する府の見解について

◆［事務局］

主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）（岩阪工区）道路改良事業に対し、２件の府民意見の提出があった。府民意見に対する府の見解について、道路整備課より説明する。

◆［都市整備部　道路整備課］

資料２に基づき説明。

〇委員：全体を通して通り一遍な説明になっているという印象を受ける。地区計画とはどのようなものか、もう少し丁寧な説明が必要では。

〇委員：騒音への対策をどうするのか、この文章からは読み取れないので、具体的に記載する方が良いと考える。

〇委員：騒音測定は基準に沿って実施されていることと思うが、測定地点の問題もあるかと思う。現に騒音を問題視している住民の方からすると、基準を満たしているとしても疑問が残る形となりかねないので、より丁寧な説明をすることが重要では。

　　また、地元自治会からの申入れ状況はどうだったのか教えていただきたい。

〇委員：どちらの意見も、用途地域が準工業地域に変わったことに対する不満が読み取れる。都市計画変更の必要性や、必要な手続きを経て実施したことをより分かりやすく説明すべきではないか。

〇委員：感じたことはすべて各委員がおっしゃられたので、追加して申し上げることはない。

◆［部会長］

　　私も各委員と同じく、行政としての立場は理解するが、もう少し地域住民に寄り添った回答ができないかと考えるが、担当としてはいかがか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　全体を通して、より丁寧な回答となるよう修正させていただく。

　　騒音に対する具体的な対策は現時点で確約できるものではないが、騒音測定結果を踏まえ適切に対応してまいる。騒音測定はマニュアルに基づいて茨木市にて実施されている。

　　過去の申入れについて、茨木市や道路管理者である府に対してご意見があったことは認識しており、ご意見を踏まえ対応してきている。

　　都市計画変更については、平成21年に都市計画審議会での審議や公聴会での住民の方のご意見も聞いたうえで、適切な手続きのもと変更している。

◆［部会長］

　　地元からの申入れに対し、都度適切な対応をとっていれば今回のような意見は出なかったとも考えられるが、いかがか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　路上駐車に対しては、道路合流部にゼブラゾーンやポストコーンを設置し対策を行っている。騒音についても、毎年測定を行い結果を注視している。

◆［部会長］

具体的な対策について行政として確約はできないというのは理解するが、適切に判断していただきたい。

また、今回のご意見は用途地域の変更に対するご不満がきっかけとなっている。都市計画変更の手続きは適切に行われていたとしても、必ずしもその中身について十分な広報周知ができていないという状況は認識すべき。

府の見解として、本事業実施にあたってはその内容について十分な説明を図る、という趣旨の文言を追記すべきではと考えるが、各委員いかがか。

〇委員：別事業の対話討論会でも、行政の回答が通り一遍であることに対する不満はよく耳にする。いただいたご意見に対し、丁寧に説明することが必要。

〇委員：地域住民の方は納得のいく説明を求めていると思うので、部会長と同様、十分な説明を図るという文言は追記すべきと考える。

〇委員：同意見である。丁寧に説明するという姿勢を示していただければ、地域住民の安心に繋がると思う。

〇委員：現在の案でも必要な情報は盛り込まれているが、地域住民の気持ちに配慮し、ご意見を出したことに意義があったと感じていただける回答にした方が望ましい。

〇委員：部会長の提案に賛同する。都市計画変更によって、本事業内容や沿道における適用される騒音の基準は変わっていないのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　都市計画変更前から変わっていない。

◆［部会長］

　　回答の文言について、丁寧な説明を図るという趣旨を入れることを部会として提案する。今後の調整については部会長へ一任いただきたい。

1. 審議対象事業について

◆［部会長］

「大泉緑地整備事業」と「泉佐野丘陵緑地整備事業」について説明を聞き、審議を行いたい。まず、「大泉緑地整備事業」についてご説明をお願いする。

①大泉緑地整備事業

◆［都市整備部　公園課］

　　資料3-1「大泉緑地整備事業」に基づいて説明。

◆［部会長］

　　最初に確認するが、説明資料p.33において、未着手区域については見直すということになっているが、評価中の「事業全体」として未着手区域も公園の区域に入っているということで間違いないか。

　⇒未着手区域についても、今回のB/Cの算出等については、事業費として計上している。

◆［部会長］

　　また、事業中及び次期事業認可予定区域については、粛々と進めていく、未着手区域については今後見直していく予定、これら全体を踏まえて進めて行くという審議内容でよいか。未着手区域を除いたB/Cも算出しているか。

　⇒算出していない。

◆［部会長］

　　未着手区域をやめることにより、Bがすごく小さくなる可能性もあると思うが、そのあたりが問題ないというのはどれを確認すればよいか。

　⇒残事業のB/Cの中で今中止した場合と続けた場合のB/Cは一定計算している。

◆［部会長］

　　残事業B/Cの算出については、事業中区域についてもまだ100％完了していないので、その残りや次期着手予定もやめるということで理解した。事業エリアが複数あるので、混乱しないため最初に確認を取らせていただいた。

　　各委員から質問はないか。

〇委員：事業の必要性はよく理解した。大阪府では「アドプト・プログラム」制度で府民ボランティアと協働し施設等を維持されているが、制度開始から数十年が経過し、ボランティアも高齢化してきており、考え方を見直す時期に来ていると思う。本公園についても、Park-PFI型施設整備の導入も含めて、公園の活性化、魅力向上に取り組んでいただければと思う。

〇委員：事業中区域の未買収地は令和5年度中に買収予定となっているが、その実現可能性と、その場所が令和5年に買収できなかった場合、防災公園としての効果発揮に影響を及ぼすのか確認したい。

⇒［公園課］

　　令和5年度中に買収できる見込みと考えているが、買収できなかった場合においても、少なくとも中央エリアの広場や本体部へのアクセスのための幅員は確保できるため、防災公園としての機能を果たすことができる。

〇委員：本事業によって松原市の防災機能の改善が見込まれるが、資料32ページを見ると、園路でない市道側からも入れるような図になっているが、非常時にはこちら側から

もアクセスが確保できるということか。

⇒［公園課］

　　周囲を腰高の石積みで整備する形状としており、避難の際には通常の園路に加え市道側からも随時入れる構造とすることを考えている。

〇委員：未着手区域を事業見直しとした場合、松原市からのアクセスが限定されることによる防災機能の低下に繋がり、B/Cが減少するのではないか。

⇒［公園課］

　　B/C算出においては避難広場の面積が大きく作用しているので、未着手区域を事業化しないことになっても災害時におけるアクセスの低下によってB/Cが大きく下がることはない。

〇委員：事業の進捗の見込みについて、資料31ページでは事業中区域は令和6年度に完了予定となっているが、評価調書では前回評価時から進捗率がほぼ横ばいとなっている。これまでほぼ進捗していないものが本当に令和6年度に完了できるのか。

⇒［公園課］

　　進捗率がほぼ横ばいになっているのは、物価や人件費の増嵩により工事費の分母が増えたことが一つの要因である。

　　また、次期事業認可予定区域については、公園事業に対する予算の減少や他公園との優先順位を踏まえ検証し、令和17年度完了予定としている。

◆［部会長］

　　次期事業認可予定区域は用地取得の見通しは立っているのか。

⇒［公園課］

　　面積が大きいのですべてがスムーズに買収できるかどうかは不明だが、全てではないが地権者からもご協力いただけるという話もいただいている。

〇委員：前回の評価に比べて便益は下がってコストが増加したということで、それぞれ書かれているが、競合公園ができたことにより、このように見直しをすることの効果だと思う。もう一つは、便益の減少理由で駐車料金が追加になったという記載があるが、料金が変更になったのか、それとも元々設定されていた料金を旅行費用法において適切に考慮されていなかったのか。

⇒［公園課］

　　駐車料金の変更に際して再計算を行ったものである。

〇委員：ちなみにそういった料金収入は、この維持管理費用に充てることはできるのか。

⇒［公園課］

現在指定管理者制度でその駐車料金の収入を受け、その分を差し引くことにしている。

〇委員：理解した。今回の評価には直接関係ないが、未着手区域の事業を実施しないのであれば、代わりの対策をしっかり検討されるのが重要ではないかとコメントしておく。

◆［部会長］

　　とりまとめとしては、着手区域について必要性が認められ、妥当な内容で進捗していることから、あえて公的な意見をつけるようなものではないかと考える。原案通り事業継続としてよろしいか。

〇各委員：異議なし。

②泉佐野丘陵緑地整備事業

◆［都市整備部 公園課］

　　資料3-2「泉佐野丘陵緑地整備事業」に基づいて説明。

◆［部会長］

　　「東西地区は公園事業中止、中地区は概成」ということなので、本部会で議論するのはこれまでの事業が適切であったかどうかであり、今回の審議を終えた将来において、本部会にて審議する要素はないという理解で問題ないか。

⇒［公園課］

　　その通り。

◆［部会長］

　　資料12ページ最終行の記載については、物的なものだけではなく、これまで蓄積されてきた地域住民との関係性や理念も市へ引き継いでいくという表明と捉えてよいか。

⇒［公園課］

　　その通り。補足すると、泉佐野市に移管するにあたって、泉佐野丘陵緑地の、特に中地区というのは周辺住民等のボランティアと連携しながら公園をつくり続けてきたというそのスキームはしっかりと市に引き継いでいただきたいとしているところ、例えば周辺企業との連携等も踏まえながら、今後の公園づくりを検討していただきたいという趣旨でそう記載している。

◆［部会長］

　　それでは、各委員から質問はないか。

〇委員：市へ移管した後に、府へ返還されることはないか。

⇒［公園課］

　　府市合意の覚書も締結しており、基本的には返還されることは想定していない。

〇委員：今後このようなケースが増えてくるのではないかと考えるが、公園事業への投資について、従来の考え方を整理し新たな基準を作ることはないか。

⇒［公園課］

　　泉佐野丘陵緑地に関しては、「10年の歩み」という冊子を作成し、公民連携の公園づくりのノウハウを整理してまとめている。今後の泉佐野市との引継ぎの協議においても、様々な手法を検討していくことを考えている。

〇委員：新たな基準は作らず、ケースバイケースで都度検討するということか。

⇒［公園課］

　　泉佐野丘陵緑地に関しては、来場者は他公園に比べ少ないものの、民間ボランティアが多数活動されており、利用者の属性も特殊であるという事情がある。現時点で新たな基準等はできていない。

〇委員：3つの理念の中に「豊かな環境を保全」とあったが、東西地区の産業用地化はこの理念に反すると捉えられかねないので、地域住民の理解を十分に得ながら進めていただきたい。

⇒［公園課］

　　今年８月に改定された泉佐野市の都市計画マスタープランでは、SDGｓも注視し、環境教育等も踏まえた記載をされている。そのマスタープランについて、市が実施したパブリックコメントにおいても、意見の提出はなかったと聞いている。今後の開発は市が中心となるが、委員のご意見はしっかりと市に伝えさせていただく。

〇委員：特に西地区については自然学習や環境学習の場という位置付けであり、中地区と連続性を持つところであったかと思うので、製造業等の集積へ移行するにあたっては、バッファゾーンの設置など一定の配慮を求めたい。

⇒［公園課］

　　担当部局に申し伝えたうえで、市にも伝えていく。

〇委員：評価調書を見ると、事前評価時の意見具申（付帯意見）として「当該地域の神社等歴史的資源も活用し、文化的価値も高めていくべきではないか」とあるが、当該地域とは具体的にどの地区を指すのか。

⇒［公園課］

　　泉佐野丘陵緑地周辺は日本遺産に指定された日根荘遺跡や、中地区に隣接して神社がある。泉佐野丘陵緑地において、パークセンターでの神社の祭事等の展示や、周辺の歴史を学ぶ取り組みを学識経験者や郷土史家等と連携して行っている。

〇委員：市へ移管後も歴史的資源の活用は従前どおり進めるのか。

⇒［公園課］

　　歴史的資源の活用についても市へ伝えていく。

〇委員：承知した。

〇委員：本部会では、東西地区の計画変更は既決事項として、本事業を継続するか中止するか、という決定を行う場であるという前提のもと、対応方針に異論はない。計画変更については、他の審議会等の場で議論され、然るべき決定がなされているのか。

⇒［公園課］

　　審議会の場を設けているわけではないが、庁内で知事まで上げて意思決定を行い、府議会にも提示している。

〇委員：承知した。色々な形で物事が進んでいくとは思うが、そのあたりを整理して、こういった審議会にあげていただくと、話もスムーズに進むのではないかと思うので、引き続きよろしくお願いする。

◆［部会長］

　　泉佐野市においては、令和4年8月に都市計画マスタープラン、その前に土地利用見直し基本方針等でこの位置づけについてはきちんとされており、それを決定する際に府と協議はされているという理解だが、用地買収費の投入財源という意味では、泉佐野市が寄与している部分は非常に小さいように思われるため、泉佐野市だけが使い道を決めていいのかと思うところはある。

〇委員：市へ移管というのは、その用地にかかった費用のやりとりはどういう扱いになるのか。

⇒［公園課］

　東西の土地利用転換するため、その分はおそらく区画整理か開発が行われることになるが府の用地買収費はその分の利用増進により整理できるかと考えている。

◆［部会長］

　　色々な工夫をされるということで理解した。

　　中地区は移管しなければならなかったのか。公園として府営の公園で継続する方が、今後理念を継承できるのではないか。

⇒［公園課］　泉佐野市から要望があった際に、当地区の土地利用転換と一体的に公園をよりきめ細かく運営したいので、中地区についても移管してもらいたいという内容であった。そのように一体的なまちづくりをするのであれば、まとめて対応しようかと府でも考えたところ。

◆［部会長］

　　一体的なまちづくりの中身次第だとは思う。細かくわけるよりは、まとめて考えた方がより適切な使い方が考えられるし、担保できるということだろう。

〇委員：何の事業をするにあたっても、府民の便益のみに限ってB/Cを算出しているわけではない。そういった意味で、この事業の必要性や効率性の観点で評価するにあたっては、府民の方に納得していただければいいのかと思うので、今後工夫されてやっていただけるということでよいのかと思う。

　　もう1点、本来は、計画があっての評価なので、計画変更の内容がある程度具体化する前に評価（公園事業「中止」の意思決定）をするべきではない。今回の計画変更に対する評価では、かかった費用、用地費はきちんと算出されるべきであるし、また、産業用地として開発することの効果が、従前の公園事業がもたらす効果を上回る必要がある。ここでそれを提示してください、というのは難しい話であると思うので、要求はしないが、しかるべきところで議論される際に、本来ならそれをクリアしておかなければならないということを十分に認識された上で、事業を進めていただく必要があるとコメントさせていだく。

◆［部会長］

　　本部会において審議するのは、開設済みの中地区について事業として適切であるかどうかであり、その観点においては効果が発現しており問題ないといえる。東西地区については、今後の計画変更の方向性について承知したという整理で、対応方針については原案通り認めることとする。

1. その他

◆［部会長］

　　追加審議対象事業である泉佐野丘陵緑地整備事業について、府民意見と意見陳述の募集を行いたいと思うが、異論がないようなので募集の手続きをお願いしたい。

（府民意見および意見陳述）

　期　　間：１ヶ月間

　対象案件：泉佐野丘陵緑地整備事業

◆（第７回審議会について）

　日　　時：令和４年12月16日（金）14:00から（予定）

　審議内容：意見具申（案）について

　以上